

夕張市財政再生計画の変更 (平成26年11月)の概要

- 本年9月16日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額並びに財政再生計画に計上した平成26年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 経過

- H26. 11. 21 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 財政再生計画の歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 障害福祉サービス給付費(+67百万円)

社会福祉サービス給付について、前年度実績をもとに当初予算を計上していたが、利用者及び利用量の増加により経費が増加したため、不足額について追加計上するもの。

(財源) 国支出金34百万円、道支出金17百万円、一般財源17百万円

(2) 生活扶助等給付費(+23百万円)

生活扶助等給付について、前年度実績をもとに当初予算を計上していたが、医療費扶助の増加により経費が増加したため、不足額について追加計上するもの。

(財源) 国支出金17百万円、一般財源6百万円

(3) 財政調整基金積立（＋643百万円）

平成25年度決算剰余金に係る繰越金（654百万円）について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、残額について財政調整基金への積立て（643百万円）を行うもの。

（財源）一般財源643百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、平成25年度決算剰余金の一部等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋110百万円）、繰入金の減（▲85百万円）、繰越金の増（＋654百万円）、その他の増（＋91百万円）により770百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋12百万円）、物件費の増（＋17百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、扶助費の増（＋90百万円）、繰出金の増（＋3百万円）、積立金の増（＋644百万円）、その他の増（＋5百万円）により770百万円の増

Ⅲ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

- 1 平成26年人事院勧告に準じて勤労手当の改定を行うことから、計画本文について、次のとおり変更する。

<第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額>

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

【変更前】

- ・ 期末勤労手当については、支給月数を1月削減、役職加算は凍結する。

【変更後】

- ・ 期末勤労手当については、支給月数を3.3月とし、役職加算は凍結する。

- 2 「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年3月20日成立、3月31日公布）」の施行に伴い、平成27年4月より軽自動車税の税額を改正することから、計画本文について、次のとおり変更する。

<第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額>

5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

【変更前】

- ・ 軽自動車税 標準税率の 1.5倍

【変更後】

- ・ 軽自動車税 標準税率の 1.5倍以内

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(26年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	地 方 税	830	830	—	
	地方譲与税	62	62	—	
	地方交付税	4,743	4,743	—	
	国・道支出金	1,929	2,039	110	社会保障・税番号制度システム整備補助金+4 障害者介護給付費等負担金(国)+34 障害者介護給付費等負担金(道)+17 生活保護費負担金+17 地域づくり総合交付金+24 農地台帳システム整備事業補助金+3 衆議院議員選挙委託金+12
	繰 入 金	1,651	1,566	▲ 85	黄色いハンカチ基金繰入金+4 財政調整基金繰入金▲89
	地 方 債	1,573	1,573	—	
	そ の 他	969	1,715	745	減債基金積立金利子+1 夕張市土地開発公社残余財産収入+89 平和運動公園ネーミングライツ収入+1 繰越金+654
	合 計	11,756	12,526	770	
歳 出	人 件 費	916	927	12	人件費(人事院勧告に基づく給与改定分)+8 衆議院議員選挙、最高裁国民審査執行+4
	物 件 費	684	701	17	社会保障・税番号(マイナンバー)制度対応システム改修+4 農地台帳システム整備+3 定期予防接種+3 衆議院議員選挙、最高裁国民審査執行+5
	維持補修費	422	422	1	サングリンスタジアム窓ガラス等修繕+1 美術品修繕▲1
	扶 助 費	1,470	1,560	90	障害福祉サービス給付費+67 生活扶助等給付費+23
	建設事業費	1,932	1,932	—	
	公 債 費	3,873	3,873	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	996	999	3	他会計繰出金(人事院勧告に基づく給与改定分)+1 介護保険事業会計繰出金(社会保障・税番号制度対応システム改修)+1 後期高齢者医療事業会計繰出金(社会保障・税番号制度対応システム改修)+1
	そ の 他	1,465	2,113	649	合併浄化槽設置費補助+2 減債基金利子積立+1 財政調整基金積立+643 衆議院議員選挙、最高裁国民審査執行+3
合 計	11,756	12,526	770		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率
(公営企業ごと)

経営健全化基準

20%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)